入札金額積算内訳書取扱い要領

平成 27 年 3 月 25 日

(趣旨)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の改正に伴い、見積能力のない者や見積をせずに入札に参加する者を排除することを目的として、平成27年4月1日以降に発注する建設工事については、全ての入札参加者に、入札金額の内訳を記載した書類(以下「内訳書」という。)の提出を求めるものとする。

(内訳書の作成要領)

- 第2条 内訳書には、工事名、入札者商号又は名称及び入札金額の内訳を記載させるものとする。
- 2 前項の入札金額の内訳は、以下の(1)~(4)の設計書の種類ごとに、少なくともそれぞれ以下 に定められた項目及び合計金額を記載させるものとする。(一つの工事に複数種類の設計書を 含む場合についても、同様とする。)
 - (1) 建築関係工事の設計書
 - ア.「直接工事費」の内訳については、「工事費内訳」、「種目別内訳」及び「科目別内訳」に示す項目。(「細目別内訳」及び「共通仮設費(積上)明細」の項目は記載しなくて良い。) イ.「共通費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)」については、「工事費内訳」に示す項目。
 - (2) 土木関係工事の設計書
 - ア.「直接工事費」の内訳については、「本工事費内訳書」に示す項目のうち、発注者が指定 する項目。
 - イ. 共通仮設費については、「本工事費内訳書」に示す項目のうち、発注者が指定する項目。
 - ウ. 現場管理費及び一般管理費等の諸経費については、「本工事費内訳書」に示す項目。
 - (3) 下水道施設電気設備工事及び下水道施設機械設備工事の設計書(該当するものは、設計書の表紙に表示)については、「本工事費計算書」に示す機器費、直接工事費、間接工事費、設計技術費、一般管理費等及び現場発生品費。(「明細書」及び「代価表」の項目は記載しなくて良い。)
 - (4) 上水道施設設備工事の設計書(該当するものは、設計書の表紙に表示)
 - ア.「A. 直接工事費」の内訳については、「内訳書」に示す項目。(「明細書」及び「代価表」 の項目は記載しなくて良い。)
 - イ. 共通仮設費、現場管理費及び据付間接費等の間接工事費については、「総括書」に示す 項目。

(積算内訳書の内容の説明要求)

第3条 久留米市は、提出された積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について、不明又は 不備な点がある場合において、必要があると認めるときは、当該積算内訳書を提出した者から その事項に関しての説明や資料の提出を求めることができる。 (入札の無効)

- 第4条 提出された内訳書が次の事項に該当する場合(ただし、前条の規定又は提出された積算 内訳書により積算根拠、金額その他の内容について確認が可能な場合を除く。)には、久留米 市契約事務規則(昭和50年久留米市規則第9号)第12条第8号に規定する「その他法令又 は入札に関する条件に違反したもの」に該当するものとして、原則として、当該入札を無効と する。
 - (1) 内訳書の全部又は一部が未提出の場合
 - (2) 記載すべき事項が欠けている又は誤りがある場合
 - ア 内訳書に記載された工事名、直接工事費の内訳及び入札額等から、明らかに他の工事の 内訳書と発注者が判断した場合
 - イ 内訳書に記載された入札者の商号又は名称から、明らかに当該内訳書が入札書を提出し た者と異なる者の内訳書と発注者が判断した場合
 - ウ 第2条第2項(1)ア、(2)ア、(3)及び(4)アに示す内訳書の項目及び金額が記載されていない場合又は誤りがある場合
 - エ 内訳書の合計金額が記載されていない場合又は入札金額と異なる場合(ただし、土木関係工事において、「本工事費内訳書」がエクセルファイル上で複数のシートに分かれている場合は、当該シートごとの合計のみで可。シート間の合計は不要。)
 - オ 内訳書の計算に誤りがある場合(軽微な場合を除く)
 - カ 設計書に無い項目(値引き等)が記載されている場合
 - (3) 前条の規定により、久留米市が説明等を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した場合又は指定の期日までに回答しなかった場合

附 則

(施行期日)

- 1 この要領については、平成27年4月1日以降に発注する建設工事から施行する。 (経過措置)
- 2 第3条第2号アの規定は、平成28年4月1日以降に発注する建設工事から適用する。

(施行期日)

附則

この要領については、平成28年4月1日以降に発注する建設工事から施行する。 附 則

(施行期日)

この要領については、平成28年9月16日以降に発注する建設工事から施行する。 附 則

(施行期日)

この要領については、平成30年5月1日以降に発注する建設工事から施行する。 附 則

(施行期日)

この要領については、平成30年10月5日以降に発注する建設工事から施行する。

(経過措置)

この要領については、平成30年10月4日以前に発注された建設工事の再発注分については、なお、従前の例による。

附則

(施行期日)

この要領については、令和元年6月24日以降に発注する建設工事から施行する。

(施行期日)

この要領については、令和3年4月1日以降に発注する建設工事から施行する。